

令和6年加賀市農業委員会 年次総会・第1回定例総会

令和6年1月26日(金)

年次総会 開会（午後1時27分）

| | |
|--------|---|
| 宮下事務局長 | <p>ご多用の中、ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>只今より令和6年加賀市農業委員会年次総会を開催いたします。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち12名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち11名の出席を頂いております。</p> <p>それでは、中村会長にご挨拶をお願いいたします。</p> |
|--------|---|

議長挨拶

| | |
|----------|--------------------------|
| 議長（中村会長） | <p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> |
|----------|--------------------------|

議事録署名員の指名

| | |
|----------|--|
| 議長（中村会長） | <p>まず初めに、議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>9番 前野委員、10番 永田委員を指名します。</p> |
|----------|--|

報告第1号 令和5年 加賀市農業委員会事業報告

| | |
|----------|---|
| 議長（中村会長） | <p>それでは、報告第1号 令和5年加賀市農業委員会事業報告について、事務局から報告してください。</p> |
| 宮下事務局長 | <p>（令和5年 加賀市農業委員会事業 報告）</p> |
| 議長（中村会長） | <p>只今の報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> |
| 議長（中村会長） | <p>ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p> |

議案第1号 令和6年加賀市農業委員会事業計画

| | |
|----------|---|
| 議長（中村会長） | <p>次に、議案第1号 令和6年加賀市農業委員会事業計画について、事務局から説明してください。</p> |
|----------|---|

| | |
|--------------------|---|
| 宮下事務局長 議長（中村会長） | （令和6年 加賀市農業委員会事業計画 説明） 只今の議案に対してご意見、ご質問等はありませんか。 （意見、質問なし） |
| 議長（中村会長） | なければ、これより採決に入ります。 議案第1号 令和6年加賀市農業委員会事業計画について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数） |
| 議長（中村会長） | 挙手多数により、適切と認めます。 |

議案第2号 加賀市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

| | |
|----------|--|
| 議長（中村会長） | 次に、議案第2号 加賀市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局から説明してください。 |
| 宮下事務局長 | （説明） |
| 議長（中村会長） | 只今の議案に対してご意見、ご質問等はありませんか。 |
| 前野委員 | 新規参入の促進とありますが、新規参入の方はどういう人たちですか。 |
| 宮下事務局長 | 移住定住の方、全く農業をしたことがない個人や法人です。 |
| 前野委員 | 農業の世代交代は入っていますか。 |
| 宮下事務局長 | 入っていません。 |
| 議長（中村会長） | ほかにご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第2号 加賀市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数） |
| 議長（中村会長） | 挙手多数により、適切と認めます。 年次総会でご審議いただきます案件は以上です。ほかに何かありませんか。なければ、以上で令和6年加賀市農業委員会年次総会を終了いたします。 |

年次総会 閉会（午後2時10分）

第1回定例総会 開会（午後2時10分）

宮下事務局長

それでは、引き続き令和6年第1回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17日に新保委員、角出委員、事務局職員2名計4名で行いましたことをご報告いたします。

それでは、中村会長に引き続き議事進行について、よろしくお願いいたします。

議事録署名員の指名

議長（中村会長）

議事録署名員につきましては、年次総会と同様、9番 前野委員、10番 永田委員を指名します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

それでは議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局（中島）

それでは説明させていただきます。議案第1号 [] から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は1件です。

整理番号1番は、[] の譲受人が町外の農地を取得するものです。この農地は県外の譲渡人が所有していますが、高齢化による経営縮小により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は水稻と野菜を主に農業を営んでおり、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。

以上、この案件は資料2の調査書の通り農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
(意見、質問なし)

| | |
|----------|---|
| 議長（中村会長） | ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数) |
| 議長（中村会長） | 挙手多数により、適切と認めます。 |

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

| | |
|----------|--|
| 議長（中村会長） | それでは、議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。 |
| 事務局（中島） | 加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。 今月の申請は新規設定の使用貸借が1件で、面積が4,503㎡です。県の農業総合支援機構を經由して[]が10年の契約を結ぶものであり、受人の経営面積は91a、[]の耕作面積は729aとなっている現状の集積計画案です。 以上この1件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。 説明は以上です。 |
| 議長（中村会長） | それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 (意見、質問なし) |
| 議長（中村会長） | ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員) |
| 議長（中村会長） | 全会一致により、適切と認めます。 |

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

| | |
|----------|--|
| 議長（中村会長） | 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、新保委員から報告をお願いし |
|----------|--|

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>新保委員</p> | <p>ます。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は資材置場建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水は浸透させる計画です。</p> <p>3番の転用目的は自己住宅及び物置建設です。3番は既に駐車場と物置が建設されていました。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上3件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> |
| <p>議長（中村会長）</p> <p>宮下事務局長</p> | <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>1番は [] にあり、田、面積 685 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は将来的な両親の介護のため、実家に隣接する申請地を贈与され自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが集落に接続しており他に代替地もなかったため、許可相当に該当するものと考えます。こちらは昨年 11 月定例総会で、農振除外の許可が出ています。</p> <p>2番は [] にあり、田、面積 511 m²、転用目的は資材置場建設です。譲受人は建設業を営んでおり、隣接する申請地を購入して資材置場を建設するものです。申請地は第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>3番は [] にあり、畑、2筆、面積計 518 m²、転用目的は自己住宅及び物置建設です。この案件は、平成8年に譲受人の祖父が駐車場と物置を建設しているものです。譲受人の祖父は亡くなっており、建設の経緯は不明です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家に隣接する申請地を使用貸借して、自己住宅及び物置を建設するも</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>のです。申請地は農地の拡がりが10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。[REDACTED]に車庫が建っていますが、これについては始末書が提出されています。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議長（中村会長） | <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> |
| 議長（中村会長） | <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> |
| 議長（中村会長） | <p>全会一致により、適切と認めます。</p> |

報告第1号 農地利用最適化活動（旧1・1・1運動）について

| | |
|----------|--|
| 議長（中村会長） | <p>次に、報告第1号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（委員からの報告なし）</p> |
| 議長（中村会長） | <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p> |

事務連絡

| | |
|----------|--|
| 宮下事務局長 | <p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）</p> |
| 議長（中村会長） | <p>私の方からお願いがあります。各地の座談会に私と事務局職員で、地域計画、目標地図の説明をして回ってきました。農業委員・推進委員の皆さんは、担当地区のアドバイザー・コーディネーターとして座談会に臨んでいただきたいです。</p> |
| 議長（中村会長） | |
| 前野委員 | <p>地域計画の目標地図はできているのですか。</p> |
| 宮下事務局長 | <p>まだできていません。今後の各地域の座談会で検討を続けていってほしいです。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| 議長（中村会長） | ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和6年第1回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。 |
| 定例総会 閉会（午後2時33分） | |